

第8期 第13回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年8月7日（水） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（19人）
4. 欠席委員（0人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（17件）
 - 議案第41号 農地法第3条の許可申請について（12件）
 - 議案第42号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（4件）
 - 議案第40号 農地法第5条第1項の許可申請について（1件）
7. 農業委員会事務局職員（4人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は全員出席しております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、傍聴者はございません。それでは〇〇会長をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

とにかく暑い日が続いておりますが、本日はみなさん全員出席ということで熱心にとりこんでいただきありがとうございます。

さて、最近のニュースで気になることを一点お伝えしようと思います。農協の関係ですが、農協とは全中それから全農、全共連、全厚連、農中という組織で成り立っております。この中で一番お金を集めているのは農林中央金庫です。農家から農協へ貯金し、農協は信連にお金を持って行き信連が全国の農林中央金庫にお金を集めております。ここにきて時代の変化とともに農協の経営も非常に厳しくなっておりまして、農中も立て直しをする状況に至っております。委員のみなさんも組合員だと思いますが、農協経営に支障をきたしてくる可能性が高くなるため、お伝えしたしだいであります。

今回の案件は非常に多いです、総会の後は農地利用最適化推進委員との合同会がございますので、スムーズに審議していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは只今から第13回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、16番 〇〇 委員さん、17番 〇〇 委員さん、よろしくお願いします。

議案審議に入っていきます。今回の議案は17件です。まず、議案第41号農地法第3条の許可申請について、12件を議題といたします。1番目から7番目の案件につきましては、譲受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第41号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1, 147㎡。同所同字〇〇番〇、田、1, 402㎡。計2筆で合計面積は2, 549㎡です。借受人の耕作状況については後程申し上げます。

続きまして、2番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、212㎡。同所同字〇〇番〇、田、641㎡。計2筆で合計面積は853㎡です。

続きまして、3番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、880㎡。同所同字〇〇番〇、田、146㎡。計2筆で合計面積は1,026㎡です。

続きまして、4番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1,306㎡。同所同字〇〇番〇、田、546㎡。計2筆で合計面積は1,852㎡です。

続きまして、5番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1,370㎡です。

続きまして、6番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1,276㎡です。

続きまして、7番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1,414㎡です。

借受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、賃借権設定1年です。作付作物はそば、クローバーです。主な農機具の保有状況は、農業に必要な農機具については委託者から貸借するとのことです。労働力は常時5人で会社役員1名、会社員2名、農業者2名です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇につきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年7月19日10時から、〇〇委員さん〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、〇〇南側の農地において、菜の花、コスモス畑を行っていたが、栽培者の高齢化などにより継続が困難となったため、自社で借受けて耕作を継続することとなった。農業に必要な農機具については委託者から貸借する。

申請地ではそば、クローバーの作付けを行い、今後、花まつりの開催を予定しているとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、農地法第3条第3項に該当するため適用除外となります。こちらは後程説明いたします。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時5人で会社役員1名、会社員2名、農業者2名です。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、集落活動参加確約書のとおり、周辺農家との調和及び連携を図り、地域の農業に対し配慮を行う。農道・水路などの共同利用施設の管理取決めを遵守すると共

に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。

〇〇さんは、農地所有適格法人以外の法人になりますので、農地の所有は出来ませんが、農地法第3条第3項の解除条件付き貸借の要件を満たした場合に限り貸借することが可能となります。それについては、農地法第3条第3項該当の有無についてをご覧ください。まず、第1号ですが、権利を取得しようとする者がその取得後において、その農地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていることですが、確認結果として解除条件が契約書に付されております。第2号ですが、これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者と適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることですが、集落活動参加確認書を提出しております。第3号、権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められることですが、代表取締役の〇〇さんが地域との調整役など責任をもって対応するとのこと。以上のことから農地法第3条第3項の要件を満たしております。

また、農地法第3条第4項の規定により解除条件付の貸借を許可しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知し意見を求めることとなっておりまして、令和6年6月28日に東温市農林振興課へ通知し、その意見として農業上の適正かつ総合的な利用に問題ないとの回答を得ております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件ですが「1～6号」いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明いたします。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇の北で〇〇の南側の農地になります。申請地についてはご存知のとおり、コスモスと菜の花栽培を20年近く行っておりましたが、地権者が高齢になりまして、栽培が困難になったことから、今年の3月には辞めておりましたが、〇〇の方から農地を貸してほしいとのことから、そばの花とクローバーを植えて集客したいとのことから申請がありました。地元としても耕作放棄地となってもいけないため、先般ヒアリングを実施させていただいて内容についても了承しました。農地も確認いたしました。トラクターで農地を耕うんしているのを確認いたしました。特に問題ないと思われれます。以上です。

○議長（会長）

それでは皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

○委員 ○○委員

賃貸借の期間が1年間ということですが、1年したら所有者に農地を返還するという
ことでしょうか。

○事務局

賃貸人と賃借人の話し合いで、賃借期間を1年に設定されたと話しておりまして、農
地法第3条による、賃貸借でありますので、解約の意思を示さない場合は法定更新され
ますので、解約の意思を示さない限り来年以降も継続的に貸借されることとなります。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして事務局より説
明願います。

○事務局

8番 譲渡人 神奈川県横浜市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番
地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、1, 364㎡です。権利内容は、売買
です。作付作物は水稻、しきび、柿です。主な農機具の保有状況はトラクター、田植機、
コンバインです。労働力は本人、子の常時2人です。耕作面積は20, 004㎡です。
周辺農業経営への影響は特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号ま
でいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上
です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願い
します。

○委員 ○○委員

神奈川県に住んでいる○○さんは以前から農業を行っておらず、東温市にある農地は
申請地だけなので処分したいとのことで、お隣で耕作されている○○さんに相談し、○
○さんも隣を耕作しておりますし営農に問題ないため売買で話がまとまったとのことで
す。以上です。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

9番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、692㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、管理機です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は12,545㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項1号から6号までいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図9ページをご覧ください。譲渡人の〇〇さんは85歳と高齢で農業ができないことから、隣を耕作している〇〇さんに相談し売買で話がまとまったことです。場所は〇〇の北側の農地で、譲受人の〇〇さんも米麦とまじめに農業に従事されている方なので、特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

10番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、202㎡。外6筆で計7筆。合計面積は5,526㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は使用貸借権設定20年です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機、軽トラックを所有しており。トラクターは貸借されとのことです。労働力は、本人、妻、父の常時3人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年7月23日9時30分から、〇〇委員さん〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、農業関係の会社に勤めており、自分でも農地を耕作したいと思い土地を探していたところ、知人の紹介により申請地を貸借することとなった。耕うん機、草刈機、軽トラックを所有しており、トラクターを所属会社から貸借する。年間を通して野菜を作付けし、収穫物については、すでに取り引している産直市への出荷を行う。今後、農業技術の向上と収穫量の増加、経営規模拡大を考えているとのこと。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻、父3人で、年間250日間程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんは現在伊予市で梅と野菜を栽培している会社に勤めておりまして、独立して自分でやりたいとのことから農地を探していたところ、知人の紹介により申請地を紹介してもらい、所有者と話がまとまったとのこと。地図は10ページとなりまして、〇〇集落にある農地です。少し荒れている農地についても伐根し農地に復元してから野菜を作付けされる予定です。すでにほかでも農業を行っておりますし、今後に期待したいと思い承認いたしました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、11番目の案件につきまして事務局より

説明願います。

○事務局

11番 譲渡人 神奈川県秦野市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、340㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は賃借権設定3年です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機です。労働力は、本人、妻の常時2人で、増員予定3名です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙3をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について今回取得面積が1反以下でありますので、事務局にて農地法第3条申請書、営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前から家庭菜園をしており、耕作地が手狭となったため自宅周辺で農地をさがしていたところ、農地バンクに申請地が掲載されていたため、所有者と交渉し貸借することとなった。耕うん機、草刈機を所有しており、トラクターを義父から貸借する。年間を通して野菜を作付けし、収穫したものについては自家消費を行う。今後も近隣の農家から指導助言を得ながら農業技術の向上と収穫量の増加、経営規模拡大を目指していくとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図11ページをご覧ください。場所は〇〇の西側の農地になります。申請地から数メートル離れたところに〇〇さんの住居があります。先ほど事務局から説明があったとおり、家庭菜園をしておりましたが手狭となったため、もう少し作物を作りたいとのことから農地バンクで農地を探していたところ、自宅近くで土地を見つけたため、交渉し契約に至ったとのことです。義父や叔父が農業を行っておりますので、

技術を教えていただきながら農業に従事し規模拡大を考えているとのこと。賃貸借なので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

農地バンクに登録されていたとのことですが、現状はどうなっているのですか。

○委員 ○○委員

現況は草刈もされている状態でした。

○事務局

元々は耕作放棄地でして、草刈の文書を送付したときに耕作者が誰かいないか相談を受けて、農地バンクに登録していただき、草刈をしていただきました。草刈後当該地を貸借したいと○○さんから申し出があり今回申請に至ったとのこと。

○議長（会長）

何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、12番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

12番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、711㎡。同所同字○○番○、畑、23㎡。計2筆で合計面積は734㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機を母から貸借されるとのこと。労働力は、本人、夫の常時2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙3をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について今回取得面積が1反以下でありますので、事務局にて農地法第3条申請書、営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前から親の農業の手伝いをしており、譲渡人が高齢で農業

ができなくなったため、農地を受贈することとなった。農機具（トラクター、耕うん機）については親から貸借する。年間を通して野菜を作付けし、収穫物については産直市への出荷を予定しており、収穫量が増加すればJAへの出荷を行うとのことです。今後も近隣の農家からの指導助言を得ながら農業技術の向上と収穫量の増加を目指していく。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、夫2人で、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。場所は〇〇の東側になります。申請地は2筆ございまして、一部でみかんを栽培しておりますが、ほかは草が生えていたため、草を刈るように伝えたところ、現在はきれいになっております。許可後は野菜を作付けするとのことです。農機具は親から貸借する予定でして、夫婦で協力して農業に従事するとのことです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第42号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。13番目の案件については、〇〇委員さんが当事者となりますので、退出願います。それでは事務局より説明願います。

○事務局

議案第42号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

農用地区域からの除外の案件になります。

13番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、377㎡の内263㎡。同所同字〇〇番〇の一部、田、700㎡の内251㎡。計2筆で合計面積は514㎡です。都市計画

区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。転用目的は農家住宅。開発許可は不要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、〇〇委員さんより、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇委員の息子さんが農家住宅を建てるということで、地図13ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇を渡ってすぐ南に向かう道を進んだところになります。申請地は地番が2筆に分かれておりますが、現状は一緒に耕作されている状態です。住居建築に伴い農地に進入する道を残して、分筆されるということです。特に問題ないと思われますので、よろしく審議お願いいたします

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。〇〇委員さん入室をお願いします。（〇〇委員入室）続きまして14番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

14番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 松山市〇〇番地〇〇 〇〇さん。〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、438㎡の内367㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。転用目的は分家住宅。開発許可は必要で、転用許可も必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんの娘夫婦が分家住宅を建てるということで申請があがってまいりました。地図14ページをご覧ください。場所は〇〇のすぐ西側の農地でして、お母さんの住居が道を挟んで向かいにあります。両親の家の近くに分家住宅を建てるということで、特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ご

ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして15番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

15番 所有者 ○○ ○○さんほか4名。申出者 松山市○○番地○ ○○ ○○。土地は、○○番○、田、1, 226㎡。外6筆で計7筆。合計面積は6, 316㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地。転用目的は公衆用道路、駐車場、法面、隣地進入用地。開発許可は不要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。○○から○○に行く専用道路がございます。かなり交通量が多く、早い時間帯からトラックが行き来しております。申請地の東側にある細い道がございますが、この道は○○の集落に行く道です。申請地を抜けますと、○○に行く道と○○に向けていく道がございます。申請地は狭くなっているため、今回の申請によって道路の拡幅や駐車スペースを設けるとのことです。現場も生産性が高いような農地ではなく、少し荒れている農地も見受けられたため、問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

今後も拡幅予定はあるのでしょうか。

○委員 ○○委員

○○に向かう道路の拡幅もしたいとの話は伺いましたが、具体的に話が進んではないみたいですので、どうなるかは分かりません。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして16番目の案件について、事務局より説明願います。

○事務局

用途区分変更の案件になります。

16番 所有者、申出者ともに 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、841㎡の内94㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地です。転用目的は農業用施設用地で農業用倉庫です。開発許可は不要で、転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、〇〇委員さんより、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は16ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇を渡って南側にある農地です。本人は農業経営の規模拡大を進めております。農機具を保管している倉庫が手狭になり、新たに農機具を購入するにあたり、農業用倉庫が必要となり、ご自身の農地の一部に農業用倉庫を建てるための申請があがってまいりました。特に問題ないと思われまふ。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思ひます。何かご意見ございせんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思ひます。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第43号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。17番目の案件について事務局より説明願ひます。

○事務局

議案第43号、農地法第5条第1項の許可申請について説明いたします。

17番 貸付人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、483㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地です。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天資材置場です。権利内容は賃借権設定です。開発許可は不要です。なお、この案件につきましては6月7日開催の第11回農業委員会において、除外を可とする旨の決議をいただいた案件になります。

○議長（会長）

この件につきましては、担当が私の地区となりますので、確認結果を報告いたします。

除外はすでに終わっております。特に除外申請時から変わっていません。前回説明いたしたとおり、住宅や工場に囲まれた農地です。この土地を今後地域計画に入れて農地として守っていくよりも生産性も低いため、露天資材置場として使用していただいた方がいいのではないかと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（会長）

皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、17件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年9月10日となっております。

以上で第13回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。